

新旧対照表

都市計画部建築指導課

現行	改正（案）
<p>（共同住宅等の設置禁止）</p> <p>第14条 共同住宅又は寄宿舍（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに該当する建築物の上階に設けてはならない。ただし、これらの用途に供する部分の主要構造物が耐火構造であるときは、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>（公衆浴場の浴室）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 建築物の一部を床面積が300平方メートル以上の公衆浴場の用途に供するときは、当該部分を耐火構造としなければならない。</p> <p>（側面空地）</p> <p>第40条 劇場等の用途に供する部分を有する建築物の周囲には、幅が2メートル以上の側面空地を設けなければならない。ただし、主要構造部が耐火構造で、開口部に防火設備を設けたときは、この限りでない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（舞台部の各室の区画避難）</p> <p>第49条 （略）</p>	<p>（共同住宅等の設置禁止）</p> <p>第14条 共同住宅又は寄宿舍（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに該当する建築物の上階に設けてはならない。ただし、これらの用途に供する部分の特定主要構造部が耐火構造であるときは、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>（公衆浴場の浴室）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 建築物の一部を床面積が300平方メートル以上の公衆浴場の用途に供するときは、当該部分の特定主要構造部を耐火構造としなければならない。</p> <p>（側面空地）</p> <p>第40条 劇場等の用途に供する部分を有する建築物の周囲には、幅が2メートル以上の側面空地を設けなければならない。ただし、特定主要構造部が耐火構造で、開口部に防火設備を設けたときは、この限りでない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（舞台部の各室の区画避難）</p> <p>第49条 （略）</p>

2 舞台部の上部には、控室、物置場その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、劇場等の用途に供する部分を有する建築物が耐火構造であり、かつ、舞台の上部が防火上安全な構造であるときは、この限りでない。

3 (略)

2 舞台部の上部には、控室、物置場その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、劇場等の用途に供する部分を有する建築物の**特定主要構造部**が耐火構造であり、かつ、舞台の上部が防火上安全な構造であるときは、この限りでない。

3 (略)

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。